

国税通則法施行令等の一部を改正する政令要綱

一 国税通則法施行令の一部改正（第1条関係）

- 1 税関長が行う賦課決定について、当該職員に口頭で賦課決定の通知をさせることができる場合を定めるとともに、当該職員がその賦課決定の通知をする場合には、他の当該職員の立会いを受けなければならないこととする。（国税通則法施行令第6条の2関係）
- 2 税関長が国税の徴収の所轄庁となる場合の納付受託者に対する納付の委託の手続の細目を定めることとする。（国税通則法施行令第12条関係）
- 3 加重された過少申告加算税等を課さない部分の税額の計算方法を定めることとする。（国税通則法施行令第27条関係）
- 4 その他所要の規定の整備を行うこととする。

二 法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和2年政令第207号）附則第2条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる同令第9条の規定による改正前の国税通則法施行令の一部改正（第2条関係）

所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）附則第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第13条の規定による改正前の国税通則法の一部改正に伴う所要の整備を行うこととする。（法人税法施行令等の一部を改正する政令附則第2条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる同令第9条の規定による改正前の国税通則法施行令第25条関係）

三 施行期日

この政令は、別段の定めがあるものを除き、令和4年4月1日から施行することとする。（附則第1項関係）